

昭和49年12月

**社会保険診療報酬課税の特例
の改善に関する答申
昭和50年度の税制改正に関する答申**

税制調査会

本　書　の　内　容

- まえがき
- 社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申
- 昭和50年度の税制改正に関する答申

ま　え　が　き

- 1 税制調査会は、社会保険診療報酬課税の特例の具体的な改善措置について、昭和47年6月以降特別部会を設け検討を続けてきたが、昭和49年10月4日の第44回総会において、その審議の結果を「社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 2 その後、税制調査会は、昭和49年10月11日付で新しい委員の任命を行つて再発足し、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問をうけ審議を続けてきたが本年12月27日の第9回総会において「昭和50年度の税制改正に関する答申」をとりまとめ、これを即日内閣総理大臣に提出した。

本書は、これらの答申を印刷に付したものである。

社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申

昭和 49 年 10 月 4 日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

社会保険診療報酬課税の特例の改善について、別紙のと
おり、当調査会の意見をとりまとめました。
当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現
することを希望します。

昭和 49 年 10 月

社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申

税制調査会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	○荒 垣 秀 雄	○江 上 フ ジ
	○大 内 幸 夫	岡 村 雅 夫
	河 合 良 一	木 下 和 夫
	工 藤 巍	○黒 川 洋
	○河 野 一 之	○小 林 興 三 次
	小 山 五 郎	齋 藤 誠
	三 枝 佐 枝 子	瀬 川 美 能 留
	○高 橋 長 太 郎	武 田 亨
	○館 龍 一 郎	○東 畑 精 一
	富 沢 輝 雄	○友 末 洋 治
	西 澤 権 一 郎	長 谷 川 周 重
	林 慶 之 助	堀 越 祯 三
	○前 川 一 男	松 尾 金 藏
	松 岡 義 彦	○安 恒 良 一
	山 本 進	吉 國 二 郎

なお、福良俊之は途中死亡し、重枝琢己、高橋 衛、竹内義治及び檜山 廣は途中辞任し、大内幸夫、工藤 巍、三枝佐枝子、前川一男及び吉國二郎がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	○澤 濩 久 敬	金 子 宏
	○久 下 勝 次	○小 山 路 男
	○肥 後 和 夫	○水 野 肇

(○印を付した委員及び特別委員は、社会保険診療報酬課税特別部会に所属した委員及び特別委員である。)

目 次

1 検討の方向.....	1
2 実際経費の取扱い.....	2
3 社会保険診療報酬に対する配慮.....	2

現行の社会保険診療報酬課税の特例については、昭和29年に創設されて以後、当調査会として、これまでしばしばその是正について答申を提出してきたところであるが、昭和47年度税制改正に際しては、この問題について独自に立入った検討を進め、具体的な是正措置について考察を加えることが必要であると答申し、これに基づいて社会保険診療報酬課税特別部会を設置した。特別部会は、昭和47年6月以降10回にわたり審議を行い、このほどそのとりまとめを行つた。当調査会はこれを受けて以下のような答申を提出する。なお、この答申は、以下にみるように、現行制度の改善についての考え方を示すものであり、その具体的、技術的内容については、今後なお政府においてさらに検討を重ねたうえですみやかに確定することとされたい。

1 検討の方向

社会保険診療報酬の必要経費を一律に72%とする現行の課税の特例は、昭和29年の創設にかかるものであり、その後20年を経過している。この制度の法制化に先立ち、昭和26年の診療報酬の改訂の際、社会保険医の生計費を一般の勤労者の平均水準の何割増程度とするかが論議の焦点となり、単価引上げに制約があるところから、社会保険診療報酬の所得率を課税の取扱い上30%から25%程度とすることによつて関係者の要望に対処することとされた経緯があり、これが昭和29年に必要経費率を72%とする形で立法化されたものである。いわば診療報酬水準と相まって税制により所得水準についての配慮を行つたものといえる。

ところで、最近では昭和26年当時と比べ相当情勢の変化がみられ、税務統計によれば、昭和47年における医療保健業の一人当たり平均所得は給与所得者の平均収入の約4倍になつてゐる。また、その頃に比べて医療経営の形態や規模の多様化により医師相互間の収入の開きは格段に大きくなり、さらに収入に対する経費率の分布もかなり区々となつてきている。現在では必要経費率が72%を超えて課税特例の適用を受けなくなつてゐる医師も少なくない。

このような実情からすると、社会保険医について税制により一定の所得水準の維持をはかるといった考え方はその社会的、経済的素地を失つてゐるといえる。今や税制としては、それ自体の観点からこの特例につき基本的に見直すべき時期にきていると判断せざるを得ない。税制における社会的公正を求める声が最近とみに高まつてきている実情に配意しつつ、あわせて社会保険診療が果してゐる役割に照らし、税制上これをどのよ

うに評価し、これにどのように対処するのが適当かといった観点から、現行制度の改善の方向につき検討を進めていくべきものと考える。

2 実際経費の取扱い

現行の課税の特例は、税制上必要経費率を法定している点が一つの特色となつてゐる。現行特例に対する批判の一つは、必要経費率の法定が適正な記帳を基礎とする申告納税制度のあり方等からみて適当でないとする点にあるといわれる。そこで、まず、この点について検討を行つたが、その結果は次のとおりである。

- (1) 医師の診療報酬においても必要経費部分は、当然、課税上控除しなくてはならない。薬剤費、減価償却費、人件費などがその主な内容である。これは、他の事業所得者であれば、個々の経費を詳細に記帳し、積上げ計算をすることになる。社会保険医は、報酬請求に当つて毎月きわめて詳細な請求書を提出しており、このうえさらに厳密な記帳をすべての社会保険医に期待することはたしかに無理な面もある。しかし、社会保険医だけについて例外を認め、必要経費率の法定を行うことは適当でないといわざるを得ない。ただこれまで20年間にわたり、課税の簡便性、安定性になじんできた社会保険医については、引き続き、必要経費率を法律で定めることは現時点ではやむを得ないと考える。
- (2) 法定するとした場合に、その水準はどうするかという問題がある。72%は、法制化に当つての前述のような経緯からみても、特別の根拠があるとはいはず、これを基準とすることはできない。今後、政府において所要の検討を加え、実態に即した水準で具体的に確定すべきである。

なお、実際経費率は、診療科目や収入規模、あるいは、医師や看護婦を何人備つているかという経営形態別にもばらつきがみられるようである。本来であれば、こうした類型別にすべて細かに法定することが望ましいかもしれない。しかし、これまで長い間、現行特例の適用を受けてきた多数の社会保険医にとつては、概括的に一本にして定めておくことが簡便である。たとえば、診療科目別といつてもどこまで区分するかという問題があり、また複数の診療科目をもつている医師については、なんらかの方法での按分を考えなくてはならなくなるが、こうした方式は避けるべきであろう。

3 社会保険診療報酬に対する配慮

以上のように、必要経費を実態に即した水準で法定するとした場合には、現行の72%との間にかなりの開きが出る。これは、現在いわば社会保険医に対する特例措置となつてゐるわけである。それが当初の政策的意義とかけ離れたものとなつていることはさき

にみたとおりであるが、これを現在の時点でどのように考えるかというのが次の問題である。

- (1) 社会保険医は、社会保険機構のもとで療養の給付を担当する国民皆保険制度の重要な担い手であり、高度の公益的性格を要請されている。

このような性格の故に、社会保険医は少なからず制度の制約を受けている。診療報酬は公定されており、毎月詳細な請求書の提出が必要である。また、支払時期にずれがあり、源泉徴収も行われる。社会保険医は、自分自身の裁量で診療所を維持経営していること、医療器械の設置や使用人の傭入れなどはもちろん自分持ちであること、報酬は固定額でなくていわば出来高払いであることなど、給与所得者とは異なつているが、上記のように、社会保険機構に組込まれている点において、そこには給与所得者と似た点もある。

- (2) このような社会保険医の特殊な性格とそれに附隨する制約や負担について、税制としてどのように対処するかという問題がある。社会保険医の地位がいかに特異なものであるとはいえ、税制上これになんらかの特別の配慮を加えることは、分類所得的な税制に道を開き負担公平等の見地から到底許しがたいという見方も強い。こうした配慮を加えることとすると現行制度と結果的にはあまり変わらないという批判もあり得よう。しかしながら、前述のような社会保険医の特殊な役割と地位からすれば、これまでの経緯も合せ考えて、これに対する税制上の配慮として診療報酬に対する特別の控除を行うことも容認できよう。

さらに、現行の所得税制では、青色申告を行う事業所得者は家族専従者の給与を控除することが認められている。そこでは家族の自家労賃の分別課税が行われ、給与所得控除の適用を受けることができる。また、5年間の限時的措置であるとはいえ、みなし法人制度を選択すれば、事業主の報酬も控除することができる。その報酬には給与所得控除が適用される。法人成りすれば、家族なり事業主の報酬が分別して課税されることはいうまでもない。医師についても、帳簿をつけ、家計と医業との区分を明確にしてみなし法人制度を選択すれば、家族なり本人についてこのような控除を受けられる。ところで、社会保険医が、公的な機関ともいえる社会保険診療報酬支払基金に対して報酬の請求をする際には、詳細な明細書を付して請求書を提出することとされている。支払額については、支払調書も税務当局に送付される。こうした点からすると収入の面では、ある意味で記帳が整備されているといえる。経費の点でも実額経費の概算法定制がありその適用を受けるものとすれば、その面からの記帳の必要性も

小さくなる。したがつて、社会保険診療報酬に関する限り、青色申告に準ずる取扱いを行うこととして、本来の必要経費に合せて、なんらかの控除をすることは、現行税制からみてもそれほどかけ離れたものとはいえない。家族や本人の自家労賃部分が所得に化体している中小医業については、とくにその感が深い。

(3) 診療報酬の72%を必要経費とする現行の課税の特例は、かつては、医師に一定の所得水準を保障するため、単価を補てんする役割をもつて出発したが、現時点では、むしろ、以上のような各種の観点からの社会保険医に対する特別の配慮としてとりあげることができよう。現在のように72%という必要経費率一本の定め方では、このような考え方方が明確な形であらわされず、むしろ必要経費率が甘すぎるという批判の対象となつてしまつている。社会保険医の特殊な地位に対してなんらかの配慮をするのであれば、そういうものとして、必要経費率とは別個に認識することが必要である。それによつて、課税上の特例措置は、社会保険に対する積極的な社会的評価をも反映するものとなる。

(4) この種の特別控除を考える場合、診療報酬額に対して全く一律の比例的控除とするか、収入の大きな階層には低い控除を適用することにするかといつた点が問題となる。控除を一律的なものとすると高額な控除を認めることとなり、世論の納得を得がたいという面がある。大都市から僻地にいたるまで広く地域医療を担当し、日夜住民の健康維持につとめている中小規模の診療所に重点的に措置するというあたりが常識的なところであり、また、それは前述のような税制の論理にも適合するとみてよい。したがつて、控除は、一律的なものとすることは適当でなく収入階層に応じた遞減的なものとすべきであり、さらに高額な部分については控除は適用しないということも考えなくてはならない。

控除については、以上の基本的な仕組みのほか、技術的に各種の問題点が考えられる。これらの点については、前述の概算経費率の水準とともに、それとの関連をも含め、上記の基本的考え方に対応しつつ、政府において具体化をはかるべきものと考える。

以上述べたところは、要するに社会保険診療報酬からの控除を実態に近い概算的な実際経費率及び他に例をみない社会保険医の特殊性とこれに基づいた税制上の配慮として説明づけられる特別の控除の二つの部分を組合せて合理的に構成しようとする考え方である。当調査会は、政府において、この答申の方向に即し、長年の懸案であつた社会保険医の課税問題の積極的な解決をはかることを期待するものである。

昭和 50 年度の税制改正に関する答申

昭和 49 年 12 月 27 日

内閣総理大臣 三木 武夫 殿

税制調査会会长 小倉 武一

昭和 50 年度の税制改正に当り、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

昭和 49 年 12 月

昭和 50 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	石 井 清	○岩 村 精 一 洋
○江 上 フ ジ	○大 内 幸 夫	
岡 村 雅 夫	○小 倉 武 一	
河 崎 邦 夫	工 藤 巖	
○黒 川 洪	○齋 藤 誠	
○三 枝 佐 枝 子	佐 ャ 木 邦 彦	
○柴 田 護	○高 橋 長 太 郎	
武 田 亨	○立 山 武 司	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
○友 末 洋 治	西 澤 権 一 郎	
林 慶 之 助	日 高 輝	
前 川 一 男	松 尾 金 藏	
三 浦 朱 門	安 居 喜 造	
安 恒 良 一	○吉 岡 英 一	
○吉 國 二 郎	○渡 部 経 彦	
特別委員	金 子 宏	木 下 和 夫
	木 村 祐 八 郎	渋 谷 健 一
	館 龍 一 郎	西 野 嘉 一 郎
	肥 後 和 夫	

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

一 国 稅	1
1 所 得 税	1
2 租税特別措置	3
3 相続税及び贈与税	5
4 間 接 税 等	8
二 地 方 税	9
1 個人の住民税	9
2 事業所税の創設	10
3 個人の事業税	12
4 料理飲食等消費税	12
5 たばこ消費税	12
6 電気税及びガス税	12
参 考 資 料	
1 改正案による所得税の課税最低限	13
2 改正案による所得税負担軽減状況	14
3 改正案による相続税負担軽減状況	16
4 改正案による贈与税負担軽減状況	16
5 改正案による住民税の課税最低限	17
6 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況	18

当調査会は、昭和49年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問をうけた後、昭和50年度における税制改正のあり方如何という当面の問題を中心に審議を行つた。

最近における我が国経済は、これまでとは著しく異なる様相を示すに至つてゐる。昭和49年度における国民総生産の実質成長率はマイナスになると見込まれているが、なお物価の動向は予断を許さず、当面は、需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう抑制的に経済を運営することが要請されている。したがつて、昭和50年度の予算編成に当つては、歳出の増加を極力抑制し、また、国債依存度の引下げを図るとともに、税制上においても、所得税や住民税について大幅な減税を行うようなことは避けなければならない。

また、このように一般国民が所得税や住民税の減税に多くを期待できない状況にあるだけに、税制面における社会的不公正の是正には特段の意を注がなければならぬ。租税特別措置の中にあつて特に批判の強い社会保険診療報酬に対する課税の特例、土地譲渡所得に対する課税の特例及び利子・配当所得に対する課税の特例については、昭和50年度税制改正の機会に是非ともその是正を図るべきである。

なお、過去数年間において調整が殆ど行われなかつたために租税負担の歪みが累積したままになつてゐる相続税並びにたばこ及び酒に関する間接税については、負担の見直しを行うことが適當である。

以上は、当面の課題である昭和50年度税制改正に関する当調査会の基本的な考え方である。今後我が国経済が低成長時代に移行した場合において、福祉充実のために増大する財政需要に対し歳入面で如何に対処すべきかという基本問題については、現行税体系の見直しを含め、これから当調査会において十分時間をかけて検討する必要があるものと考える。

一 国 税

1 所 得 税

我が国の所得税の課税最低限は、昭和49年度の画期的な所得税減税の結果、先進諸国の課税最低限の水準を抜き、また税率も相当緩和されたと認められる。したがつて課税最低限をこの際積極的に引上げねばならない理由に乏しいとする見方もある。

しかしながら、最近における中小所得者の負担の状況にかんがみ、昭和50年度税制改正において課税最低限をなお若干程度引上げるのが適當だと思われる。

また、このような一般的な負担軽減措置とならんで、障害者控除等の特別な人的控除や退職所得控除等の引上げ及び医療費控除の拡充を行うことが適當である。

このような観点から、次のとおり各種所得控除の拡充を図ることとする。

(1) 人的控除の引上げ

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	24万円	26万円
配 偶 者 控 除	24万円	26万円
扶 養 控 除	24万円	26万円

(2) 特別な人的控除の引上げ

	現 行	改 正 案
障 害 者 控 除	16万円	20万円
特別障害者控除	24万円	28万円
老 年 者 控 除	16万円	20万円
老人扶養控除	28万円	32万円
寡 婦 控 除	16万円	20万円
勤 労 学 生 控 除	16万円	20万円

(3) 退職所得控除等の引上げ

- ① 30年勤続者の場合の退職所得の非課税限度を1,000万円に引上げることを目途に、退職所得控除を次のとおり引上げる。

	現 行	改 正 案
勤続年数20年まで	1年につき 20万円	25万円
勤続年数20年超	1年につき 40万円	50万円

- ② 老年者年金特別控除を78万円(現行60万円)に引上げる。

(4) 医療費控除の拡大

	現 行	改 正 案
最 高 限 度	100万円	200万円
足 切 り 限 度	10万円	5万円
	(ただし、所得 200万円未満 の場合は所得 の5%)	(ただし、所得 100万円未満 の場合は所得 の5%)

なお、上記(1)及び(2)については、これまで改正初年度においては諸控除の引上げ幅を4分の3とすることを例としていたが、今次改正においては初年度である昭和50年分の所得税についても引上げ額をそのまま適用することとする。

2 租税特別措置

租税特別措置については、個々の政策目的と税制の基本的原則との調和を図るという見地に立つて既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会・経済情勢の推移に応じて、隨時弾力的改廃を行うべきである。このような見地から既存の租税特別措置について引き続き整理合理化を進めるべきは当然であるが、特に昭和50年度の税制改正においては、所得税の負担の公平を阻害するものとして最近とりわけ批判の対象となっている社会保険診療報酬課税の特例、土地譲渡所得に対する課税の特例及び利子・配当所得に対する課税の特例について、次のとおり改善合理化を図ることが適当である。

(1) 社会保険診療報酬課税の特例の是正

社会保険診療報酬課税の特例の是正については、去る10月4日の「社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」に示された方針に従い、現行の特別控除を「社会保険診療の実態に近い概算的な実際経費率」及び「社会保険医の特殊性とこれに基づいた税制上の配慮として説明づけられる特別控除」の二つの部分を組合せて構成し直すこととし、控除率を次のように定めるものとする。

収入階層	控除率
1,500万円以下の部分	72%
1,500万円超 3,000万円以下の部分	62%
3,000万円超 5,000万円以下の部分	57%
5,000万円超 の部分	52%

なお、審議の過程において、上記の案では現行の特例と同じ72%の控除率が残されており、この点に不満を感ずるとの意見が強く主張されたが、当調査会としては、この際は長年の懸案となっていた特例是正の第一歩を踏出すことを最優先に考えるべきであり、こうした観点から上記の案は適当な案であると認めた。

(2) 土地の譲渡所得に対する課税の強化

現行の土地税制のうち、昭和44年に導入された個人の譲渡所得に対する課税の特例は、昭和50年末に適用期限が到来することになっている。

課税の特例のうち特に批判の多いのは長期譲渡所得の分離課税制度である。この制度は、譲渡所得の課税実態調査等からみて、宅地の供給促進という面では相当の効果があつたと認められるが、租税負担公平の面から多くの問題を生じたことも事実であり、この際土地の譲渡所得についても、それ相応の負担を求めるという見地からこの制度を基本的に見直すのが適当であると考える。

長期譲渡所得に対する 20 % の税率による分離課税を本則の 2 分の 1 総合課税に復帰することとすると、譲渡所得金額が小さい場合には、他の所得の額の如何にもよるが、現在より負担が軽減する場合が相当生ずることとなる。しかし、昭和 44 年以来、10 % からはじめて 20 % に至るまで逐次税率を引上げることにより 土地の早期供給を図ってきた経緯からみて、今後においても土地譲渡所得に対する最低税率は 20 % を下ることのないようにすることが適當である。このように、譲渡所得が少額な場合について、本則の 2 分の 1 総合課税より重い負担を求めることする以上、譲渡所得が高額な場合についても、これに見合つて本則の 2 分の 1 総合課税よりも重い負担を求めるこを考える必要がある。

他方、このように土地譲渡所得に対する課税の強化を行うこととすると、現行の比例税率による分離課税が有していた土地供給を促進する機能は失われることになる。この点は、当面、公的な土地取得等を容易にするための措置として現に認められている特別控除の額を引上げることによつて対処することが適當である。

以上のような考え方即し、個人の土地譲渡所得に対する課税の特例については、当面、次のように改めることが適當である。

① 短期譲渡所得の分離重課制度は、5 年間存続する。

② 長期譲渡所得の分離比例課税制度は、今後 5 年間

(イ) 特別控除後の譲渡益 2,000 万円以下の部分については、20 % の税率により、

(ロ) 特別控除後の譲渡益 2,000 万円超の部分については、4 分の 3 総合課税の上積税額により、

それぞれ課税することとする。

③ 譲渡所得の特別控除額を次のように引上げる。

	現 行	改 正 案
収用等	2,000 万円	3,000 万円
特定土地区画整理事業等	1,000 万円	2,000 万円
宅地造成事業等	500 万円	1,500 万円
農地保有合理化	250 万円	500 万円
居住用財産	1,700 万円	3,000 万円

個人の土地譲渡所得の課税については、当面、以上のような改正を行うものとするが、この改正が反面で土地の大口譲渡を抑制する効果をもつことを考慮し、今後

保有課税についても検討を加える必要がある。

また、最近における内外の経済社会の動きには極めて激しいものがあるので、5年という延長期間内においても情勢の変化に応じ適宜見直しを行うのが適当である。

(3) 利子・配当に対する課税の強化

利子・配当に対する源泉分離選択課税制度を中心とする課税の特例については、昭和50年末にその適用期限が到来することとなる。利子・配当についても総合課税を行うことが税制として望ましいものであることは今更言うまでもないが、利子・配当を完全に把握する体制の整備されないままに一挙に総合課税に移行すると新しい不公平を招く恐れがある。そこで昭和50年度の税制改正においては、次のように措置することが適当である。

- ① 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度については選択税率を30%(現行25%)に引き上げたうえ、その適用期限を5年延長する。
- ② 利子・配当所得の源泉徴収税率の軽減の特例の適用期限並びに要求払い預金の利子及び少額配当の確定申告不要制度の適用期限を5年延長する。

なお、今後利子・配当を完全に把握するための措置につき検討を行い、そうした措置が整った場合には、5年の期間内においても総合課税に移行するものとする。

3 相続税及び贈与税

相続税の控除及び税率は昭和41年以来基本的な見直しが行われていないため、その後における地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映して、相続税の負担は急激に増加している。そこで、一般的な負担の調整を図るとともに、併せてかねてよりの懸案であつた配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税負担の問題を解決するため、次の措置を講ずることが適当である。

(1) 相 繼 税

① 課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を次のように引上げる。

なお、従来の配偶者控除については、配偶者についての負担軽減措置に吸収する。

	現 行	改 正 案
定 額 控 除	600万円	2,000万円
法定相続人比例控除	120万円に法定相続人數を乗じた金額	400万円に法定相続人數を乗じた金額
配 偶 者 控 除	婚姻期間10年を超える1年につき60万円 (最高600万円)	（配偶者の負担軽減措置(②)に吸収する。）

② 配偶者の相続税負担の軽減

配偶者の相続が、同一世代間の財産移転であることを考慮し、配偶者に対する相続税負担を次のように大幅に軽減する。

現 行

改 正 案

- | | |
|---|--|
| (イ) 配偶者の法定相続分に対応する相続税の非課税(遺産額3,000万円の場合の法定相続分を限度とする。) | 配偶者の相続財産のうち遺産額の3分の1相当額(その額より4,000万円の方が大きい場合には4,000万円)まで非課税 |
| (ロ) 婚姻期間10年超の配偶者が取得した遺産のうち、婚姻期間に応じ最高3,000万円まで非課税 | |

③ 税率の緩和

相続税の税率の適用区分を次のように拡大するとともに、最高税率を70%から75%に引上げる。

税率 %	現 行	改 正 案
10	60万円以下の金額	200万円以下の金額
15	150万円	500万円
20	300万円	900万円
25	500万円	1,500万円
30	800万円	2,300万円
35	1,200万円	3,300万円
40	1,800万円	4,800万円
45	3,000万円	7,000万円
50	5,000万円	1億円
55	7,500万円	1億4,000万円
60	1億円	1億8,000万円
65	1億5,000万円	2億5,000万円
70	1億5,000万円を超える金額	5億円
75		5億円を超える金額

④ 障害者控除等の引上げ

現 行

改 正 案

- | | | |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| 障害者控除 | 70歳までの1年につき2万円(重度の心身障害者については4万円) | 70歳までの1年につき3万円(重度の心身障害者については6万円) |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|

	現 行	改 正 案
未成年者控除	20歳までの1年につき2万円	20歳までの1年につき3万円
死亡退職金の非課税限度	80万円に法定相続人數を乗じた金額	200万円に法定相続人數を乗じた金額
死亡保険金の非課税限度	150万円に法定相続人數を乗じた金額	250万円に法定相続人數を乗じた金額

⑤ 農地に対する相続税の納税猶予制度の創設

農業の特殊性を考慮し、次の措置を講ずる。

農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後20年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除する。

⑥ 延納制度の拡充

延納制度を次のように拡充する。

	現 行	改 正 案
遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合	遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合	(1) 不動産、同族非上場株式等に対応する延納税額につき
延納税額のすべてにつき		延納期間 15年
延 納 期 間 10年		利子税 年5.4%
利 子 税 年6.0%		(2) その他の財産に対応する延納税額につき
		延納期間 10年
		利子税 年6.0%

(2) 贈与税

① 基礎控除の引上げ

現 行	改 正 案
40万円	60万円

なお、贈与税における3年間の累積課税制度を廃止し、制度の簡明化を図る。

② 配偶者控除の引上げ

居住用不動産を配偶者に贈与した場合における配偶者控除を次のように引上げる。

現 行 改 正 案

560万円 1,000万円

③ 税率の緩和

贈与税の税率適用区分を次のように拡大するとともに、最高税率を70%から75%に引上げる。

税率 %	現 行	改 正 案
10	30万円以下の金額	50万円以下の金額
15	50万円	70万円
20	70万円	100万円
25	100万円	140万円
30	140万円	200万円
35	200万円	280万円
40	300万円	400万円
45	400万円	550万円
50	700万円	800万円
55	1,000万円	1,300万円
60	1,500万円	2,000万円
65	3,000万円	3,500万円
70	3,000万円を超える金額	7,000万円
75		7,000万円を超える金額

4 間接税等

(1) 酒税負担の調整

酒税の税率は、昭和43年改正以来据置かれてきたが、その後における所得、物価水準の推移、消費態様の変化、酒類の種類別、級別間の格差、酒税負担水準の低下状況等からみて、従量税率によつている酒類について負担の調整を行うことが適当である。

具体的には、清酒特級、ビール、ウイスキー類特級及び1級、果実酒類の一部、スピリット類、リキュール類並びに雑酒について22%程度、清酒1級について15%程度税率の引上げを行う。

なお、従量税から一般的な従価税制度へ移行することについて引き続き検討することが適当である。

(2) たばこ定価改定

たばこについては、その定価が昭和43年の改定以来据置かれており、この間における原価の上昇の結果、たばこ消費に対する税負担率が大幅に低下しているので、その調整を図るため、小売定価の改定を行うことが適当である。

具体的な値上げ幅は、製造たばこ10本当たり、1級品については25円程度、2級品については20円程度、3級品については10円程度とする。

また、たばこ専売納付金制度については、消費税制度への切換え等を引き続き検討することとするが、当面の措置としては、従来と同様、消費税相当部分の明確化、専売公社の企業責任の明確化等を図る必要があると考えられるので、専売納付金の額が国内販売定価代金等の一定割合となるよう運用することが適当である。

なお、今後昭和51年度以降の売上見込等を参考やくしつつ、たばこ専売納付金及び地方たばこ消費税の調整について検討する必要がある。

二 地 方 税

1 個人の住民税

(1) 最近における国民生活水準の推移、住民負担の状況等からみて住民負担の軽減を図る必要があると考えるが、地域社会の費用について住民の負担能力に応じて広くその負担を求めるという住民税の本質にかんがみ、その課税最低限については、単に所得税の課税最低限の引上げに追随するのではなく、地方財政の状況、納税義務者数の推移等を総合的に勘案してその引上げを行うべきである。

また、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除については、昭和49年度の税制改正に関する答申の中で述べられているとおり、その控除額の差を逐次縮小していく必要がある。

以上のような見地から、昭和50年度においては、昭和49年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、次のとおり所得控除の引上げを行うこととする。

① 基礎控除等の引上げ

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	18万円	19万円
配 偶 者 控 除	18万円	19万円
扶 養 控 除	14万円	17万円

	現 行	改 正 案
老人 扶 養 控 除	16 万円	19 万円
配偶者のいない 世帯の 1 人目	16 万円	19 万円

② 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ 16 万円（現行 13 万円）に引上げるとともに、特別障害者控除を 19 万円（現行 16 万円）に引上げる。

(2) 均等割については、その税率が昭和 26 年以来据置かれているため余りにも少額なものになつてゐる。したがつて、その額の引上げについても引続き検討することが適當である。

(3) 土地税制に関し国税について述べたと同様の趣旨により、土地等の譲渡所得に係る個人の住民税について、次の措置を講ずることとする。

- ① 短期譲渡所得については、昭和 56 年度まで現行の分離重課制度を継続する。
- ② 長期譲渡所得については、現行の分離比例課税制度を昭和 51 年度の適用期限をまつて廃止し、昭和 56 年度までの时限措置として、
 - (イ) 特別控除後の譲渡益 2,000 万円以下の部分は道府県民税 2 %、市町村民税 4 % の税率により、
 - (ロ) 特別控除後の譲渡益 2,000 万円超の部分は譲渡益の 4 分の 3 を総合課税した場合の上積税額により、
それぞれ課税する。

(4) 所得税において源泉分離課税を選択した利子所得及び証券投資信託の収益分配金に係る配当所得、申告不要制度が採られている利子・配当所得等については現在住民税が課税されていないが、これらの利子・配当所得等については、租税負担の公平を図る見地から課税すべきであると考える。ただ、その課税については実務上きわめて困難な問題もあり、その課税の仕組み等については、国税・地方税を通じる徴収事務簡素合理化の問題の一環として引続き検討することが適當である。

2 事業所税の創設

(1) 最近特に大都市地域における人口、企業の集中に伴う都市環境の整備のための財政需要の増大は著しいものがあるが、これに対応する財源のうち特に税収入はその歳入中に占める割合からみても年々低下の一途をたどつてきており、昭和 49 年度

において法人所得課税の強化を図つたものなお充分とはいがたい。このような状況にかんがみ、都市財源特に大都市財源の拡充は緊要であるので、昭和50年度においては、人口、企業が集中している大都市の都市環境の整備に必要な財源の確保を図るため、大都市地域における行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によりとらえて、これらの地域に所在する事務所事業所に対して負担を求ることとし、次により事業所税を創設すべきである。

- ① 課税団体は、東京都(特別区の区域に限る。)及び指定都市、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域を有する市のうち指定都市以外の市並びに人口50万人以上の政令で定める市とする。
 - ② 課税対象は、事務所事業所の用に供する建築物の新增設及び既設事務所事業所とする。
 - ③ 納税義務者は、新增設事務所事業所については当該事務所事業所の用に供する建築物の所有者とし、既設事務所事業所については当該事務所事業所において事業を行う者とする。
 - ④ 課税標準及び税率は、新增設事務所事業所については床面積1m²当たり5,000円とし、既設事務所事業所については、資産割を床面積1m²当たり年額300円、従業者割を支払給与総額の0.25%とする。なお、中小零細企業の負担を排除するため免税点を設けることとし、また、所要の非課税及び減免規定を設けるものとする。
 - ⑤ 事業所税は、その創設の趣旨にかんがみ、都市環境の整備に必要な費用に充てるための目的税とする。
- (2) 最近大都市地域の地方団体において法人関係の超過課税を行う動きが顕著となつてきているが、特に法人事業税の超過課税が行われた場合においては、法人の税負担に大きな影響を与えるのみならず、他の地方団体に対してもきわめて大きな影響を与えることにかんがみ、租税体系の秩序維持及び法人の総合的な税負担の適正化を図る見地から、法人事業税に新たに制限税率を法定する等適切な措置を講ずべきである。
- (3) 事業所税の創設に関しては、当調査会における審議の過程において、
- ① 新税を目的税とし、その使途とされる公共事業を特定するとともに、間接的にも人件費等に充てられることがないようにすること

- ② 会社臨時特別税との関連で実質法人負担の調整を図るため新税の実施時期を調整すること
 - ③ 新税の構成や課税技術上の問題についてよく検討すること
 - ④ 課税団体とその周辺都市との間の水平的財政調整の仕組みがとれないと工夫すること
 - ⑤ 中小零細企業の負担が過重とならないように配慮すること
- 等の指摘が行われているので、この税の創設にあたっては、その実現方について努力すべきである。
- (4) なお、国土庁等による大都市事業所税の構想については、大都市及びその周辺地域における都市環境整備の広域的な必要性とこれらの地域への財源分配機能等の観点からみて捨て切れない点もあるので、なお、引き続き検討する余地が残されていると思われる。

3 個人の事業税

個人事業者の事業主控除の引上げによって税負担の軽減合理化を図る必要があると認められるので、事業主控除を180万円(現行150万円)に引上げる。

4 料理飲食等消費税

料理飲食等消費税の負担の軽減合理化を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る免税点を3,400円(現行2,400円)に、飲食店等に係る免税点を1,700円(現行1,200円)にそれぞれ引上げる。

5 たばこ消費税

たばこ消費税の課税標準については、現在、その算定の基礎となるたばこの1本当りの額は前年度の実績により、たばこの販売本数は現年度の実績によることとなつていて、このため、明年度は、たばこの定価改定に伴い、その消費本数の減少が見込まれるので、さしあたり、定価改定がない場合に予定される税収を確保することができるよう所要の調整を行う必要がある。

6 電気税及びガス税

- (1) 産業用電気に係る電気税の非課税措置の整理合理化については、電気税のあり方との関連もあり慎重に検討する必要があるので、昭和50年度における抜本的改正はこれを見送るものとし、なお引き続き検討することが適当である。
- (2) ガス税の負担の軽減を図るため、税率を3%(現行4%)に引下げる。

參 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限

区 分		家族の構成	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子 1 人	夫婦子 2 人
現 行	昭和 49 年 分		千円 705	千円 950	千円 1,181	千円 1,507
	(平 年 分)		(778)	(1,081)	(1,309)	(1,707)
改正案	昭和50年分以降		800	1,073	1,418	1,830

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。
 2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による所得税負担軽減状況

区 分		給与の収入金額		100 万 円	150 万 円
独 身 者		現 行	昭和49年分 (A)	(2.80) 28,000	円 (4.60) 69,100
		改 正 案	昭和50年分以降 (B)	(1.90) 19,000	(3.76) 56,500
		軽 減 額	(C)=(A)-(B)	9,000	12,600
		軽減割合(%)	(C)/(A)	32.1	18.2
夫 婦 者	配偶者	現 行	昭和49年分 (A)	(0.47) 4,750	(2.91) 43,675
		改 正 案	昭和50年分以降 (B)	—	(2.03) 30,500
		軽 減 額	(C)=(A)-(B)	4,750	13,175
		軽減割合(%)	(C)/(A)	100.0	30.2
夫 婦 子 一 人	配偶者 扶養親族 1人	現 行	昭和49年分 (A)	—	(1.43) 21,500
		改 正 案	昭和50年分以降 (B)	—	(0.30) 4,500
		軽 減 額	(C)=(A)-(B)	—	17,000
		軽減割合(%)	(C)/(A)	—	79.1
夫 婦 子 二 人	配偶者 扶養親族 2人	現 行	昭和49年分 (A)	—	—
		改 正 案	昭和50年分以降 (B)	—	—
		軽 減 額	(C)=(A)-(B)	—	—
		軽減割合(%)	(C)/(A)	—	—

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

3 ()内は、収入金額100円当りの税額である。

200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
(5.60) 112,187	(7.17) 215,125	(10.56) 528,037	(13.93) 975,747	(19.07) 1,907,275
(4.74) 94,800	(6.12) 183,800	(8.98) 449,400	(11.88) 831,600	(16.23) 1,623,600
17,387	31,325	78,637	144,147	283,675
15.5	14.6	14.9	14.8	14.9
(4.16) 83,200	(6.02) 180,675	(9.52) 476,005	(12.98) 908,775	(18.21) 1,821,250
(3.18) 63,600	(4.91) 147,400	(7.96) 398,400	(10.98) 769,200	(15.35) 1,535,200
19,600	33,275	77,605	139,575	286,050
23.6	18.4	16.3	15.4	15.7
(2.86) 57,325	(4.95) 148,775	(8.58) 429,475	(12.14) 850,475	(17.39) 1,739,850
(1.85) 37,000	(3.80) 114,000	(7.08) 351,600	(10.09) 706,800	(14.46) 1,446,800
20,325	34,775	77,875	143,675	293,050
35.5	23.4	18.1	16.9	16.8
(1.72) 34,500	(3.97) 119,375	(7.73) 386,575	(11.31) 792,175	(16.58) 1,658,450
(0.55) 11,000	(2.76) 82,800	(6.11) 305,600	(9.20) 644,400	(13.68) 1,368,000
23,500	36,575	80,975	147,775	290,450
68.1	30.6	20.9	18.7	17.5

3 改正案による相続税負担軽減状況

(相続人が配偶者及び子4人の場合)

遺産額	左のうち 子の取得分	現 行		改 正 案		差引軽減	
		子の税額	負担割合	子の税額	負担割合	軽減額	軽減割合
2,000万円	千円 13,333	千円 135	% 1.0	千円 0	% 0	千円 135	% 100.0
3,000△	20,000	1,283	6.4	0	0	1,283	100.0
4,000△	26,667	2,894	10.9	0	0	2,894	100.0
5,000△	33,333	4,805	14.4	711	2.1	4,094	85.2
7,000△	46,667	9,294	19.9	2,867	6.1	6,427	69.2
1億円	66,667	17,160	25.7	7,500	11.2	9,660	56.3
2△	133,333	48,005	36.0	29,188	21.9	18,817	39.2
3△	200,000	83,083	41.5	56,677	28.3	26,406	31.8
5△	333,333	161,327	48.4	121,388	36.4	39,939	24.8
10△	666,667	382,748	57.4	316,833	47.5	65,915	17.2

(備考) 1 被相続人の遺産額を相続人が法定相続分により相続したものとした場合の相続税の負担を表わしたものである。

2 税額は、概数である。

4 改正案による贈与税負担軽減状況

区分	現 行		改 正 案		差引軽減	
	税額	負担割合	税額	負担割合	軽減額	軽減割合
受贈財産価額	千円 80	% 8.0	千円 40	% 4.0	千円 40	% 50.0
100万円	365	18.3	240	12.0	125	34.2
200△	745	24.8	560	18.7	185	24.8
300△	1,175	29.4	940	23.5	235	20.0
400△	1,655	33.1	1,360	27.2	295	17.8
500△	2,655	37.9	2,305	32.9	350	13.2
700△	4,285	42.9	3,875	38.8	410	9.6
1,000△	7,265	48.4	6,695	44.6	570	7.8
1,500△	10,495	52.5	9,695	48.5	800	7.6
2,000△	16,995	56.7	16,165	53.9	830	4.9
3,000△	23,975	59.9	22,885	57.2	1,090	4.5
4,000△	30,975	62.0	29,885	59.8	1,090	3.5
5,000△	44,975	64.3	43,885	62.7	1,090	2.4
7,000△	65,975	66.0	66,355	66.4	△ 380	△ 0.6
1億円	135,975	68.0	141,355	70.7	△ 5,380	△ 4.0
2△	205,975	68.7	216,355	72.1	△ 10,380	△ 5.0
3△	345,975	69.2	366,355	73.3	△ 20,380	△ 5.9

(備考) 税額は、概数である。

5 改正案による住民税の課税最低限

(給与所得者)

区 分	家族の構成	独 身 者	夫 婦 者	夫 子 1 婦 人	夫 子 2 婦 人
現 行 (A)		千円 403	千円 643	千円 829	千円 1,016
改 正 案 (B)		661	860	1,039	1,218
引 上 げ 額 (B)	(A)	258	217	210	202

(備考) 紙の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

6 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況

(給与所得者)

家族の構成		独 身 者				夫 婦 者			
税 収入金額 目		現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合	現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合
万円 50	県	1,449	—	1,449	100.0	—	—	—	—
	市	1,449	—	1,449	100.0	—	—	—	—
	計	2,898	—	2,898	100.0	—	—	—	—
万円 100	県	8,960	6,450	2,510	28.0	5,360	2,650	2,710	50.6
	市	10,440	6,675	3,765	36.1	5,360	2,650	2,710	50.6
	計	19,400	13,125	6,275	32.3	10,720	5,300	5,420	50.6
万円 150	県	16,633	14,200	2,433	14.6	18,033	10,400	2,633	20.2
	市	25,584	20,400	5,184	20.3	18,067	12,800	5,267	29.2
	計	42,217	34,600	7,617	18.0	31,100	28,200	7,900	25.4
万円 200	県	24,905	21,200	3,705	14.9	21,305	17,400	3,905	18.3
	市	47,715	37,000	10,715	22.5	37,262	27,500	9,762	26.2
	計	72,620	58,200	14,420	19.9	58,567	44,900	13,667	23.3
万円 300	県	55,349	41,600	13,749	24.8	48,149	34,000	14,149	29.4
	市	107,360	83,300	24,060	22.4	94,760	70,000	24,760	26.1
	計	162,709	124,900	37,809	23.2	142,909	104,000	38,909	27.2
万円 500	県	130,244	107,600	22,644	17.4	123,044	100,000	23,044	18.7
	市	253,549	208,200	45,349	17.9	239,088	193,000	46,088	19.3
	計	383,793	315,800	67,993	17.7	362,132	293,000	69,132	19.1
万円 700	県	208,400	178,400	30,000	14.4	201,200	170,800	30,400	15.1
	市	429,400	361,900	67,500	15.7	413,200	344,800	68,400	16.6
	計	637,800	540,300	97,500	15.3	614,400	515,600	98,800	16.1
万円 1,000	県	328,400	290,000	38,400	11.7	321,200	282,400	38,800	12.1
	市	729,000	633,000	96,000	18.2	711,000	614,000	97,000	13.6
	計	1,057,400	923,000	134,400	12.7	1,032,200	896,400	135,800	13.2

夫 婦 子 1 人				夫 婦 子 2 人			
現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合	現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合
円	円	円	%	円	円	円	%
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,560	—	2,560	100.0	—	—	—	—
2,560	—	2,560	100.0	—	—	—	—
5,120	—	5,120	100.0	—	—	—	—
10,233	7,000	3,233	31.6	7,433	3,600	3,833	51.6
12,467	7,500	4,967	39.8	8,150	3,600	4,550	55.8
22,700	14,500	8,200	36.1	15,583	7,200	8,383	53.8
18,505	14,000	4,505	24.3	15,705	10,600	5,105	32.5
30,262	20,000	10,262	33.9	23,410	13,200	10,210	43.6
48,767	34,000	14,767	30.3	39,115	23,800	15,315	39.2
42,549	28,600	13,949	32.8	36,949	25,200	11,749	31.8
84,960	58,800	26,160	30.8	75,160	48,600	26,560	35.3
127,509	87,400	40,109	31.5	112,109	73,800	38,309	34.2
117,444	93,200	24,244	20.6	111,844	86,400	25,444	22.7
227,888	179,400	48,488	21.3	216,688	165,800	50,888	23.5
345,332	272,600	72,732	21.1	328,532	252,200	76,332	23.2
195,600	164,000	31,600	16.2	190,000	157,200	32,800	17.3
400,600	329,500	71,100	17.7	388,000	314,200	73,800	19.0
596,200	493,500	102,700	17.2	578,000	471,400	106,600	18.4
315,600	275,600	40,000	12.7	310,000	268,800	41,200	13.3
697,000	597,000	100,000	14.3	683,000	580,000	103,000	15.1
1,012,600	872,600	140,000	13.8	993,000	848,800	144,200	14.5

(大藏省印刷局製造)